

# ひとり親家庭等に対する生活・学習支援事業の実施について

## 1 ひとり親家庭の現状と課題

(1) 本市のひとり親家庭数 (H22国勢調査) ※母又は父と20歳未満の児童がいる世帯  
 母子世帯 7,007世帯 (うち、母子だけの世帯 5,123世帯)  
 父子世帯 1,297世帯 (うち、父子だけの世帯 710世帯)  
 ※約70%が親と子だけの核家族世帯。また、約40%は、親1人、子1人の世帯

- (2) ひとり親家庭の状況
- ひとり親家庭は、**経済的に厳しい状況**に置かれており、**仕事と家庭を一人で担う**ことから、子どもと過ごす時間も少なく、**家庭内でしつけや教育等が行き届きにくい**。
  - 子育ての負担感も強く、**孤立した状況**に置かれると**児童虐待のリスクが高まる**。
  - 子どもも、家庭の状況の影響を受け、**将来の希望を実現しようとする力が獲得できない**。

① 低所得で経済的に厳しい状況にある

	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯
平均総所得	673.2万円	243.4万円	—

※ひとり親世帯の相対的貧困率は**54.6%**(世帯全体の相対的貧困率は**16.1%**)  
 ※母子世帯の**81%**は就労しているが、そのうち**47.4%**は非正規就労

② 仕事と家庭を一人で担うため、子育てに余裕がない

	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯
平日1日あたり子どもと過ごす時間が2時間未満	8.8%	16.9%	32.1%
核家族世帯で週3回以上孤食となる子どもの割合	9.0%	21.1%	37.9%
保護者にうつ傾向がみられる割合	(母)7.0%	26.5%	12.7%

【虐待死亡事例等検証報告の分析結果から】 (子どもの虹情報研修センター「児童虐待に関する文献研究」)

**ひとり親家庭の児童虐待に至った背景**

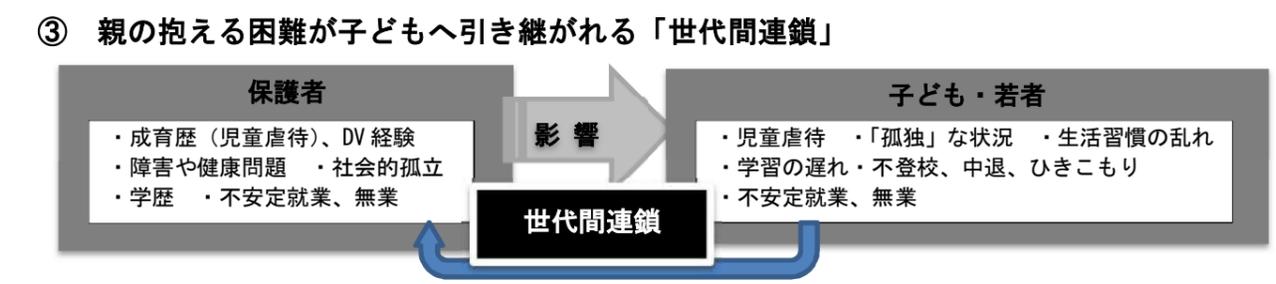
⇒就学期の身体的虐待10例全てがひとり親家庭又はステップファミリー

- ひとり親の「しつけなくては」という強い責任感
- ひとり親になる、新しい同居人が増えるという家族状況の変化

⇒ 児童虐待相談を受理した事例の**33.3%**がひとり親世帯 (ひとり親世帯は全世帯数の**1.3%**)

【事例】学校から見えるひとり親家庭の状況 (教育関係者ヒアリング)

- 小3女子が22時に親が帰るまで夕食や入浴を待っている。
- 小4女子が21時頃に友人を誘って遊びに行く。
- 親の帰りが遅いため、ひとり親家庭の家が子ども達のたまり場になる。
- 親の帰宅が遅く、親子の会話も不足し、学校に必要な準備ができない。(体操着等の洗濯、学用品の購入等)



◎「子どもの貧困対策大綱」(H26.8)においても、ひとり親家庭の子どもに対する支援は、緊急度が高く、優先的に施策を講ずる必要があることが示されている。

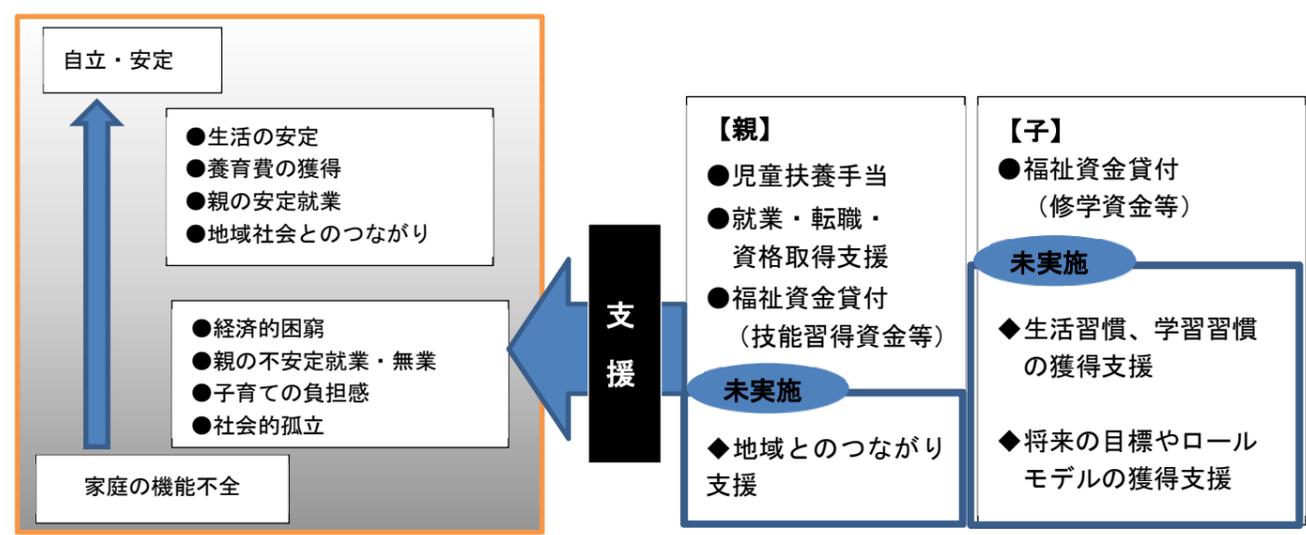
## 2 ひとり親家庭に対する支援のあり方

《支援の視点》

ひとり親家庭に対する支援は、困難な状況に置かれた親子に対し、個々の家庭が抱える課題に寄り添い、総合的に支援を行うことが重要である。

《親の自立》 就業支援を基本に、経済的支援、子育て・生活支援等を総合的に実施する必要がある。

《子の自立》 貧困の連鎖を防止するため、一人で過ごす時間が多い子どもに対し、学習支援を含めた温かい生活支援が必要である。



《ひとり親家庭の子どもに対する支援の実施について》

◎全児童を対象とした事業を活用するとともに、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応した生活向上の支援が必要である。

◎子どもの側に立ちながら、親に対する支援も合わせて行う必要がある。

## 3 本市における子どもの居場所・学習支援事業

■ : 既に実施している取組

事業	小学生対象	中学生対象
	こども文化センター	~18時まで
わくわくプラザ事業	~18時まで	
子育て支援・わくわくプラザ事業	~19時まで	
地域の寺子屋事業		
個別に課題がある家庭への支援 (寄り添い型支援)	未実施	学習支援・居場所づくり事業 (生活困窮者自立支援制度)

新たな取組を検討

ひとり親家庭等の子どもと親への支援 ~20時まで

対象 生活保護受給者 ※約85%がひとり親家庭の子ども

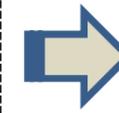
## 4 国新規事業「子どもの生活・学習支援事業」を活用した取組

「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（平成27年12月子どもの貧困対策会議決定）

⇒ひとり親家庭等の自立の応援、児童虐待防止対策の強化を図るために政策パッケージを策定

### ■子どもの生活・学習支援事業 国庫補助 1/2

- ・ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援
- ・小学生は本事業で対応
- ・(成果指標) 可能な限り早期に、年間延べ50万人分提供する。



生活困窮者自立支援制度と役割分担しながら対応することで、小学生から高校生まで、切れ目のない支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。

### (1) 目的

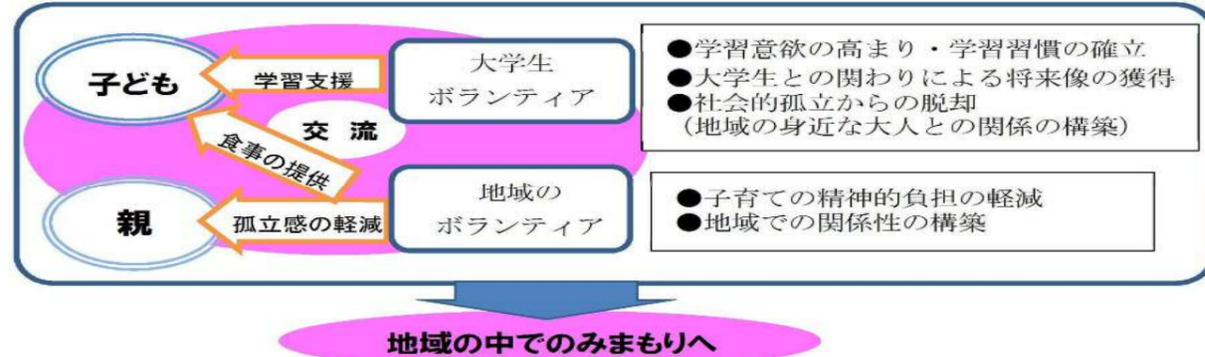
- ひとり親家庭特有の課題に配慮し、地域の中で学習や食事などを提供することにより、**学習習慣も含めた基本的な生活習慣の習得を支援**し、子の生きる力を養う。
- 親以外の大人と触れ合う機会をつくり、**子どもと地域とのつながりづくり**を行う。
- 家庭の生活向上に向けた支援を行い、**親の生活や育児に関する負担や不安を軽減**する。

### (2) 対象

- **ひとり親家庭の小学3年生から6年生までの子どもとその親**。ただし、ひとり親家庭以外でも本事業による支援が必要な児童及びその親を対象にすることができる。  
成長に伴って、放課後に家庭外での活動が活発になるとともに学習のつまづきで学力に差が出てくる小学3年生から6年生までを対象にする。**地域みまもり支援センター・学校等との連携により支援の必要な児童の把握し、支援へつなげる。**

### (3) 内容

- **子どもを対象に**
  - ① 学習習慣の定着に向けた学習支援を通じて、**基本的な生活習慣の習得を支援**する。
  - ② 子ども同士の交流事業を通じて、助け合うことができる**仲間づくりの支援**を行う。
  - ③ 食事の提供などを通じて、**親以外の大人との関係づくり**を行い、**ロールモデルの獲得支援**を行う。
  - ・開催回数・時間 : 1週間に2回、おおむね16時～20時
  - ・対象児童数 : 20名程度
  - ・従事者 : コーディネーター、管理者及びボランティア等支援員6名程度
- **親を対象に** 親同士の仲間づくり・地域との接点づくりのための交流事業を実施する。
- 委託を受けた事業者が、地域の実情に応じて、学生ボランティアや地域のボランティア等を活用し、利用者一人ひとりの気持ちに寄り添い、支援を行う。



### (4) 実施場所

**地域の特性や地域の資源（ひとり親家庭が多い、担い手が存在するなど）について、地域みまもり支援センターと連携して情報収集を行い、効果的な支援を行うことができる場を検討する。**

#### ● 市内3か所で実施

ひとり親家庭の子どもが集まりやすく、調理が可能な施設を選定

### (5) 委託先

#### ● 社会福祉法人やNPO法人等を想定（プロポーザル方式にて選定）

〈法人等の要件〉

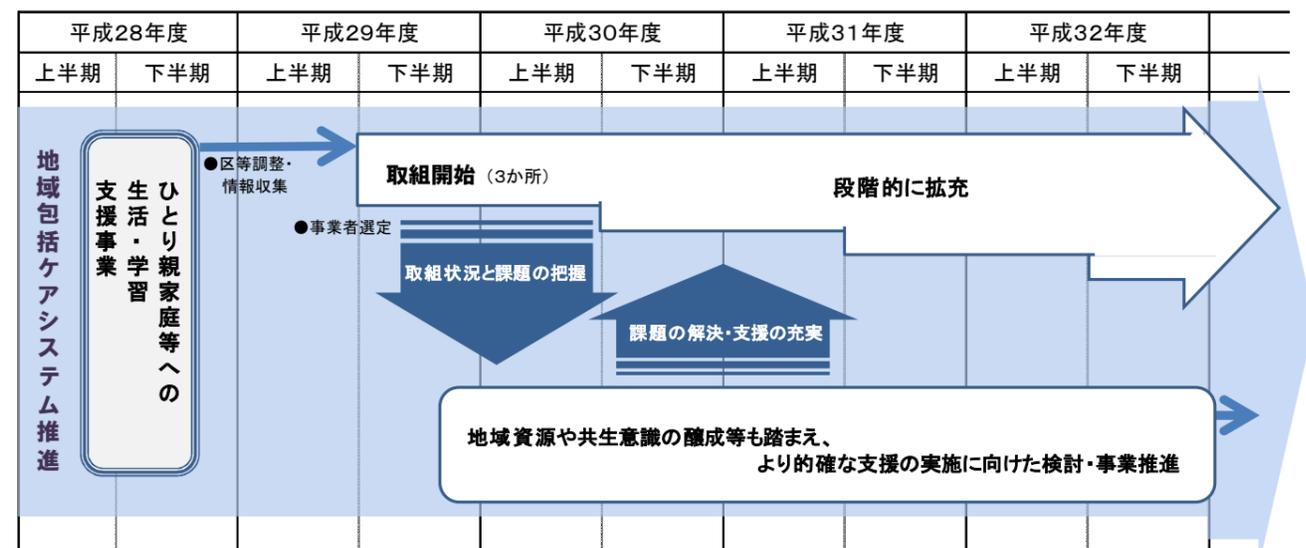
- ① 本事業の趣旨を十分理解し、安定して事業を実施する能力を有すること。
- ② 区役所や学校等の関係機関や、地域で活動している団体等と連携・協力し、効果的を行うことができること。

### (6) 予算額

#### ● 委託料 6,900千円（平成29年10月から実施予定）

【ひとり親家庭等生活向上事業として国庫補助1/2】

### (7) スケジュール



国が示すひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業

## 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

生活を応援

### 現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

### 対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO 法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

### <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

### 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

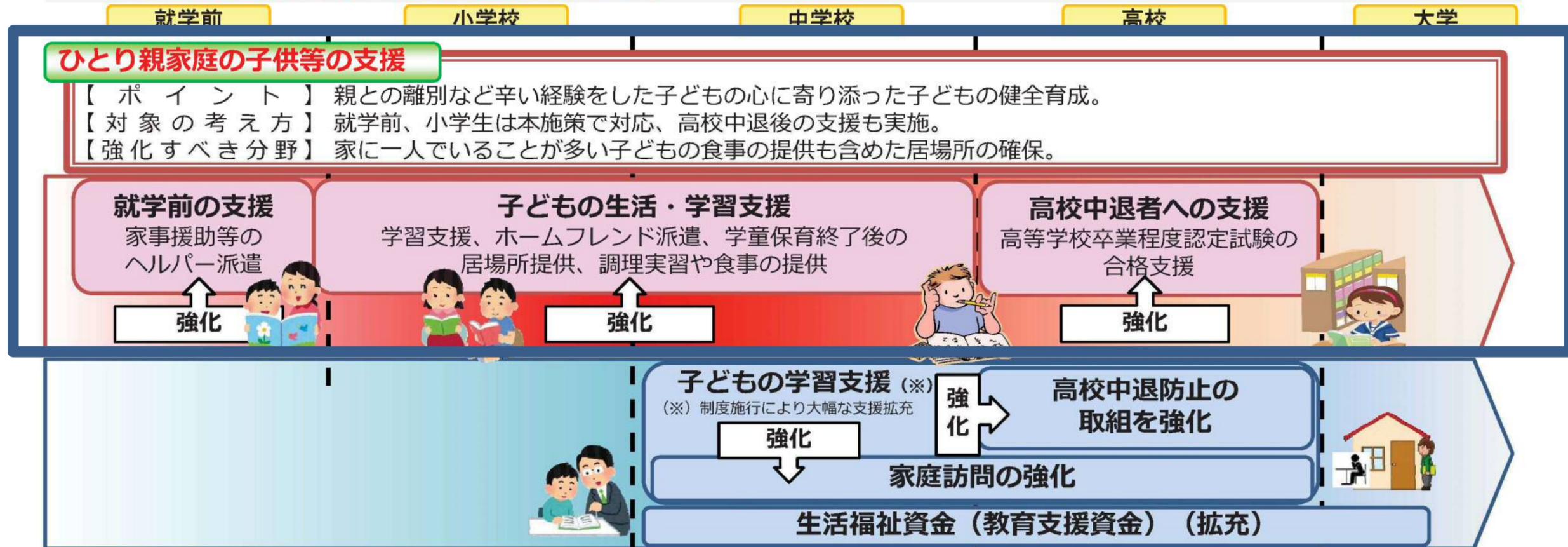
- 1 ひとり親家庭等生活向上事業 (補助率 1/2)
  - (1) ひとり親家庭等生活支援事業
    - ア 目的  
就業や家事等日々の生活に追われ、様々な面において困難に直面しているひとり親家庭等の生活向上を図る。
    - イ 事業内容
      - ・相談支援事業
      - ・家計管理・生活支援講習会等事業
      - ・学習支援事業
      - ・情報交換事業
  - (2) 子どもの生活・学習支援事業
    - ア 目的  
親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分行き届きにくい。  
ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ終了後に、子どもの生活向上を図る。
    - イ 事業内容
      - ・基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
      - ・学習習慣の定着等の学習支援
      - ・食事の提供
    - ウ その他
      - ・ひとり親家庭以外の子どもも含めて事業を実施することは可能だが、経費を適切に按分する必要あり
      - ・補食やおやつを含む食材は補助の対象外だが、実費徴収は可能

困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援

学びを応援

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
  - 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。
- ⇒両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。



**生活困窮者自立支援制度**

【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。

【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。

【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

\* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充実施するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。